

## 新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務に係る 公募型プロポーザル方式 評価基準

新行政棟・文化庁移転施設整備に係る基本・実施設計業務に関する公募型プロポーザル方式募集要領に基づき、技術提案書の提出を求める者の選定及び委託候補者の選定を行うため、以下に掲げる事項について総合的に評価する。

### 1 参加表明書（技術提案書の提出を求める者の選定）に関する評価項目【40点】

#### (1) 事務所の業務実績【4点】

本業務と同種業務の実績があるかどうか、実績内容・成果が本業務にふさわしいものか評価する。

#### (2) 管理技術者及び主任技術者の業務実績【18点】

担当チームの能力を、各担当技術者の業務実績で評価する。

更に、管理技術者及び意匠担当主任技術者については繁忙度を評価に加え、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者は雇用形態を評価に加える。

#### (3) 担当チームの実施方針（コンセプト提案）【15点】

文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画（平成29年度策定）における庁舎整備に係るコンセプト、基本的な考え方など、本業務の前提や整備方針を的確に捉えているか（「的確性」）、また、本業務を意欲的に取組もうとしているか（「意欲」）2つの観点から評価する。

#### (4) 京都府内に本店等を有するか否か【3点】

##### ア 単体企業

府内に本店がある場合を3点、府内に支店、営業所等がある場合を1.5点として評価する。

##### イ 設計共同企業体

全ての構成員について府内に本店がある場合を3点、代表者のみ府内に本店がある場合を2点、代表者以外の構成員のみ府内に本店がある場合を1点、代表者のみ府内に支店、営業所等がある場合を1点、代表者以外の構成員のみ府内に支店、営業所等がある場合を0.5点として評価する。

※ 府内に支店、営業所等を有するか否かは、提出書類（法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、法人定款及び営業所一覧表）から判断する。

### 2 技術提案書に関する評価項目【80点】

#### (1) 提案課題に対する評価【提案課題①②各20点、提案課題③15点】

歴史的・文化的価値のある現京都府警察本部本館（以下、本館）建物を適切に保存しつつ、新行政棟（以下、新棟）も含めて災害対策基本法の指定行政機関である文化庁が使用する庁舎として必要な耐震性能を確保し、更に、国が利用する庁舎として品格と機能性を併せ持つとともに、以下に掲げる3つの提案課題に対し、「的確性」「実現性」「独創性」の3つの観点から評価する。

### 提案課題①

#### 歴史的建造物の保存及び景観調和

- 本館は、設計当時の意図を明確に伝えている外観・内部意匠を保存・復原すること
- 新棟は、本館との調和とともに、京都府庁旧本館など京都府庁敷地内の調和や地区全体の景観形成、街づくりとの調和に努めること
- 文化庁が利用する庁舎については、視覚的、形態的な工夫により独立性とシンボル性を確保すること。特に新棟については、十分な配慮を行うこと  
(前提) 本館：文化庁が本館として使用、新棟：文化庁と京都府が共用

### 提案課題②

#### 歴史的建造物の活用及び将来を見据えた機能性確保

- 提案課題①を前提とし、働き方改革に合致する機能性と快適さを兼ね備えた、良質な執務環境の確保すること(「保存・復原」と「機能性・快適さ」のメリハリ)
- 将来の既存棟建て替え、機構改革等に伴う機能の変更や拡張が可能な計画とすること
- 来庁者、文化庁職員及び京都府職員の利用エリアを明確化し、セキュリティに十分対応した上で、職員だけでなく、来庁者にもわかり易く親しみやすいフロア計画とすること
- 文化庁庁舎としての、機能的な独立性について配慮すること

### 提案課題③

#### 我が国の文化施策を総合的に推進するための機能及び京都府の中核機関としての機能の確保

- 文化行政の中核拠点として情報発信機能を備えていること
- 災害時においても機能停止しないエネルギーセンター移転計画とすること
- 施設使用者である文化庁及び京都府の意見・要望を設計に反映するための調整・協議を企画運営すること

#### ※ 3つの観点について

##### ① 的確性

- ・ 提案内容について、データに基づいた論理的な説明がなされているか。
- ・ 仕様書等を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。
- ・ 業務を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。

##### ② 実現性

- ・ 実施方法等が具体的で、かつ実現性があるか。

##### ③ 独創性

- ・ 提案者の知識や経験を活かした創意工夫が見られるか。

(2) 提案課題に対する全体的な評価【10点】

(1)を踏まえ、技術提案全体に対し上記3つの観点から評価する。

(3) 業務工程計画・動員人数の妥当性【5点】

工程毎に妥当な時間配分や動員が計画されているか評価する。

(4) 価格点【10点】

価格点＝満点(10点)×(提案価格のうち最低価格／自社の提案価格)

**新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務に係る  
公募型プロポーザル方式 評価項目及び配点**

評価資料	評価項目	評価事項	配点			
参加表明書	担当チームの能力	事務所の業務実績		4	4	
		管理技術者	業務実績		3	5
			繁忙度		2	
		主任技術者	意匠	業務実績	3	5
				繁忙度	2	
			構造	業務実績	2	4
				雇用形態	2	
			電気	業務実績	1	2
				雇用形態	1	
		機械	業務実績	1	2	
			雇用形態	1		
担当チームの実施方針(コンセプト提案) 庁舎整備に係るコンセプト、基本的な考え方に基づく建築設計の実施方針		的確性	10	15		
		意欲	5			
府内企業			3			
小 計			40			
技術提案書	提案課題① 歴史的建造物の保存及び景観調和	的確性	8	20		
		実現性	8			
		独創性	4			
	提案課題② 歴史的建造物の活用及び将来を見据え機能性確保	的確性	8	20		
		実現性	8			
		独創性	4			
	提案課題③ 我が国の文化施策を総合的に推進するための機能及び京都府の中枢機関としての機能の確保	的確性	6	15		
		実現性	6			
		独創性	3			
	提案課題に対する全体的な評価	的確性	4	10		
実現性		4				
独創性		2				
業務工程計画・動員人数の妥当性			5			
価格点			10			
小 計			80			
<b>評価の合計</b>			<b>120</b>			

**新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務に係る  
公募型プロポーザル方式における  
評価基準の各評価項目の評価方法と評価点の計算方法**

**共通事項**

**1 失格（無効）の判断**

提案を失格（無効）とする場合は、募集要領に記載している提出物の応募条件への違反等、次の諸点を勘案して、外部有識者の意見を聴取した上で、京都府が決定する。

- (1) 設計図、模型等、応募条件で禁止されている過大な提出物があった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 外部有識者や選定会議の構成員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合
- (4) これらと同等と認められる不適当な行為があった場合

**2 配点について**

- (1) 提案課題に係る評価項目（参加表明時に提出する「担当チームの実施方針（コンセプト提案）」を含む）については、外部有識者がA、A<sup>-</sup>、B、B<sup>-</sup>、C の評価を行う。
- (2) 参加表明時の各評価事項については、京都府によってあらかじめA、B、C等の段階評価による評価点の換算又は評価点の積み上げにより評価を行う。
- (3) 評価点の計算は、各項目の配点×評価係数とする。
- (4) 段階評価による評価係数は、以下のとおりとする。  
参加表明書に関する評価係数： A=1.0、A<sup>-</sup>=0.8、B=0.6、B<sup>-</sup>=0.4、C=0.2  
技術提案書に関する評価係数： A=1.0、A<sup>-</sup>=0.85、B=0.7、B<sup>-</sup>=0.55、C=0.4
- (5) 外部有識者の評価点の処理は全員の平均とし、小数点第2位未満切捨てとする。

## 参加表明書（技術提案書の提出を求める者の選定）に関する評価

### 1 担当チームの能力

#### (1) 事務所の業務実績

事務所の業務実績については、実績毎に表の評価事項により評価する。

評価点 = 各区分の実績 1 件毎の評価を合算 【各区分の実績はそれぞれ最大 2 件】
--

事業所の業務実績の区分

<区分①>

評価事項	評価点
近代の歴史的建造物の耐震補強（免震を含む）を伴う増築又は改修に係る基本又は実施設計に関する元請としての実績	1.0
近代の歴史的建造物の増築又は改修に係る基本又は実施設計に関する元請としての実績	0.5

※ 近代の時期は、明治から第二次世界大戦前まで（概ね西暦1868年から1938年まで；以下同様）とし、構造等はレンガ造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物とする。

※ 文化財としての指定、登録等の有無を問わない。

※ 平成15年度以降に完工したものを対象とする。

<区分②>

評価事項	評価点
延床面積9,000㎡以上の建築物の新築又は増築部分の床面積が9,000㎡以上の建築物の増築に係る基本又は実施設計	1.0
延床面積4,000㎡以上の建築物の新築又は増築部分の床面積が4,000㎡以上の建築物の増築に係る基本又は実施設計	0.5

※ 平成15年度以降に完工したものを対象とする。

※ 海外の実績も評価の対象とする。

#### (2) 管理技術者及び主任技術者の業務実績

担当チームの能力を、各担当技術者の業務実績で評価する。

更に、管理技術者及び意匠担当主任技術者については繁忙度を評価に加え、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者は雇用形態を評価に加える。

## ア 業務実績

技術者の業務実績の件数及び内容から、5段階（A、A1、B、B1、C）で評価する。

<p>評価点 = 配点数 × 業務実績係数*に基づく評価係数</p> <p>* 業務実績係数 = 業務実績内容係数（表1） × 業務実績立場係数（表2）  +（表1）×（表2） +（表1）×（表2） +（表1）×（表2）  【実績内容区分（表1の区分①、②）それぞれ最大2件】</p>
--

### 技術者の業務実績

評価事項	業務実績係数	評価
業務実績	3.6 以上	A
	2.8 以上 3.6 未満	A 1
	2.1 以上 2.8 未満	B
	1.4 以上 2.1 未満	B 1
	1.4 未満	C

（表1）業務実績内容係数

#### <区分①>

評価事項	区分係数
近代の歴史的建造物の耐震補強（免震を含む）を伴う増築又は改修に係る基本又は実施設計	1.0
近代の歴史的建造物の増築又は改修に係る基本又は実施設計	0.5

※ 近代の時期は、明治から第二次世界大戦前までとし、構造等はレンガ造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物とする。

※ 文化財としての指定、登録等の有無を問わない。

※ 平成15年度以降に完工したものを対象とする。

#### <区分②>

評価事項	区分係数
延床面積9,000㎡以上の建築物の新築又は増築部分の床面積が9,000㎡以上の建築物の増築に係る基本又は実施設計	1.0
延床面積4,000㎡以上の建築物の新築又は増築部分の床面積が4,000㎡以上の建築物の増築に係る基本又は実施設計	0.6
延床面積4,000㎡未満の建築物の新築又は増築部分の床面積が4,000㎡未満の建築物の増築に係る基本又は実施設計	0.2

※ 平成15年度以降に完工したものを対象とする。

※ 海外の実績も評価の対象とする。

(表2) 業務実績立場係数

<管理技術者、意匠担当主任技術者の場合>

業務実績における立場	業務実績立場	
	管理技術者、意匠担当主任技術者	立場係数
	その他主任技術者、担当技術者	1.0
		0.5

<構造、電気設備、機械設備担当主任技術者の場合>

業務実績における立場	業務実績立場	
	管理技術者、各担当主任技術者	立場係数
	担当技術者	1.0
		0.5

## イ 繁忙度

手持ち業務と本件業務との重なり程度を、様式3-2の「現に従事している主な設計業務及び監理業務」欄の記載から3段階（A、B、C）で評価する。

$$\text{評価点} = \text{配点数} \times \text{管理技術者繁忙度評価係数} + \text{配点数} \times \text{意匠担当主任技術者繁忙度評価係数}$$

評価事項	評価内容	評価
管理技術者及び意匠担当主任技術者の繁忙度	委託期間中を通して手持ち業務との重なりがない。	A
	手持ち業務と重なりが一時ある（委託期間のうち60%未満）が、程度から判断して業務遂行が可能。	B
	委託期間中を通して手持ち業務との重なりがある（委託期間のうち60%以上）。	C

## ウ 雇用形態

参加表明する者との雇用形態について3段階（A、B、C）で評価する。

$$\text{評価点} = \text{配点数} \times \text{構造担当主任技術者雇用形態評価係数} + \text{配点数} \times \text{電気設備担当主任技術者雇用形態評価係数} + \text{配点数} \times \text{機械設備担当主任技術者雇用形態評価係数}$$



評価事項	評価内容	評価
構造担当主任技術者、電気設備	直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係	A
担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者の雇用形態	直接的かつ3箇月未満の恒常的な雇用関係	B
	直接的な雇用関係がない	C

## 2 担当チームの実施方針（コンセプト提案）【外部有識者が評価】

文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画（平成 29 年度策定）における庁舎整備に係るコンセプト、基本的な考え方など、本業務の前提や整備方針を的確に捉えているか（「的確性」）、また、本業務を意欲的に取組もうとしているか（「意欲」）の2つの観点から5段階（A、A<sup>-</sup>、B、B<sup>-</sup>、C）で評価する。

評価事項	評 価				
	A	A <sup>-</sup>	B	B <sup>-</sup>	C
的確性	極めて	高い	普通	やや	低い
意欲	高い			低い	

$$\text{評点数} = \text{配点数} \times \text{段階評価係数}$$

## 3 府内企業

本店等の所在地について、以下のとおり評価する。

### (1) 単体企業

府内に本店がある場合	= 3点
府内に支店、営業所等がある場合	= 1.5点

### (2) 設計共同企業体

全ての構成員について府内に本店がある場合	= 3点
代表者のみ府内に本店がある場合	= 2点
代表者以外の構成員のみ府内に本店ある場合	= 1点
代表者のみ府内に支店、営業所等がある場合	= 1点
代表者以外の構成員のみ府内に支店、営業所等がある場合	= 0.5点

## 技術提案書に関する評価

### 1 提案課題に対する評価 【外部有識者が評価】

提案課題に対するプレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、以下について5段階（A、A<sup>-</sup>、B、B<sup>-</sup>、C）で評価する。

#### (1) 提案課題に対する評価（外部有識者が評価）

以下に掲げる3つの提案課題に対し、3つの観点から評価する。

#### 【3つの提案課題】

##### ① 歴史的建造物の保存及び景観調和

- 本館は、設計当時の意図を明確に伝えている本館の外観・内部意匠の保存と復原のあり方について提案して下さい
- 新棟は、本館との調和や、京都府庁旧本館など京都府庁敷地内の調和や地区全体の景観形成、街づくりとの調和の観点から提案して下さい
- 文化庁が利用する庁舎については、視覚的、形態的な工夫により独立性とシンボリック性の確保が求められる。特に新棟については、こうした観点で提案して下さい（前提）本館：文化庁が本館として使用、新棟：文化庁と京都府が共用

##### ② 歴史的建造物の活用及び将来を見据えた機能性確保

- 提案課題①を前提とし、働き方改革に合致する機能性と快適さを兼ね備えた、良質な執務環境の確保について提案して下さい（「保存・復原」と「機能性・快適さ」のメリハリ）
- 将来の既存棟建て替えや機構改革等に伴う機能の変更、拡張を可能とする計画のあり方について提案して下さい
- 来庁者、文化庁職員及び京都府職員の利用エリアの明確化やセキュリティへの配慮に加え、職員だけでなく、来庁者にもわかり易く親しみやすいフロア計画について提案して下さい
- 文化庁庁舎としての、機能的な独立性について配慮して下さい

##### ③ 我が国の文化施策を総合的に推進するための機能及び京都府の中核機関としての機能の確保

- 文化行政の中核拠点として情報発信機能のあり方について提案して下さい
- 災害時においても機能停止しないエネルギーセンターの移転計画について提案して下さい
- 施設使用者である文化庁及び京都府の意見・要望を設計に反映するための調整・協議を企画運営するための体制・方法について提案して下さい

※ 調和について

統一的なデザインによる調和に限るものではなく、提案者の知識や経験をいかした創意工夫を求める。

【3つの観点】

<p>① 的確性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案内容について、諸条件を踏まえた論理的な説明がなされているか。</li> <li>・ 仕様書等を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。</li> <li>・ 業務を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。</li> </ul>
<p>② 実現性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施方法等が具体的で、かつ実現性があるか。</li> </ul>
<p>③ 独創性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案者の知識や経験を活かした創意工夫が見られるか。</li> </ul>

(2) 提案課題に対する全体的な評価

(1) を踏まえ、技術提案全体に対し上記3つの観点から評価する。

評価項目	評価事項	評 価				
		A	A <sup>-</sup>	B	B <sup>-</sup>	C
全体的な評価 及び 3つの課題に 対する評価	的確性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い
	実現性					
	独創性					

$\text{評点数} = \text{配点数} \times \text{段階評価係数}$
--

## 2 業務工程計画・動員計画に対する評価

工程毎に適切な時間配分や動員が計画されているか、3段階（A、B、C）で評価する。

$$\text{評点数} = \text{配点数} \times \text{業務工程計画・動員計画の妥当性評価}$$

業務工程計画・動員計画の妥当性評価

評価内容	評価
工程計画が妥当であり、かつ、延べ業務用員数において、府で算出した数以上の技術者の動員が計画されている。	A
工程計画が妥当であり、かつ、延べ業務用員数において、府で算出した数の90%以上の技術者の動員が計画されている。	B
工程計画が妥当でない又は延べ業務用員数において、府で算出した数の90%未満の技術者の動員が計画されている。	C

## 3 価格点

提案価格として、委託業務参考見積価格について評価する。

※提案価格のうち最低価格を満点として評価する。

$$\text{価格点} = \text{満点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格})$$